



第15回 運転免許証の更新申請書「性別」欄消える 府中運転免許試験場に対する人権救済申立事件

人権擁護委員会委員 古本 晴英 (50期)

2022年5月、運転免許証の更新手続きの申請書から性別の記載欄がなくなった。トランスジェンダーの人たちにとっても画期的な出来事である。

1 男女別に着席させる試験場の運用

都内最大の運転免許試験場である警視庁府中運転免許試験場には、毎日たくさんの人が免許証の更新手続きを行うために訪れる。免許証の更新を行う際には、全ての人々が違反歴などで区分された講習を受講することが義務付けられている。府中運転免許試験場では、この講習を受講する教室において、通路を挟んだ左右に男女を別々に座らせる運用を行っていた。

トランスジェンダーのため、戸籍の記載は男性であるが、女性として日常生活を送っている申立人は、「男」と記載された受講票を持って教室に入ったところ、係員から男性側の座席に座るよう指示された。男性が座る場所に自分がポツンと座ると周囲から奇異な目で見られ、自分がトランスジェンダーであることを公にするようなものである。自分は女性であると訴えて席の変更を申し出たが受け入れてもらえず、やむなく更新を断念して帰途についた。試験場の対応は、アウティング行為（性自認や性的指向を本人の許可なく他の人に漏らすこと）であり人権を侵害していると主張し、当会に人権救済の申立てを行った。

2 当会が照会すると直ちに運用を改める

2021年6月に調査の開始が決まると、直ちに試験場に照会を行った。申立内容を説明した上で、男女を区分して着席させる必要性について尋ねたところ、かつて室内を暗くしてスライドを映写していた頃に痴漢被害を訴える事例があって以来男女別に着席させているが、室内を暗くしない現在は男女別に着席させる必要がないため、直ちに運用を改めたという回答

があった。

人権擁護委員会では、調査を契機に速やかに運用が改められたことを評価する一方で、そもそも免許証の更新や申請手続きに男女の性差は無関係であり、申請書に性別を記載させること自体が問題であるとの指摘が強くなされた。

性別の記載を求める規則等の根拠規定を確認し、改めて警視庁に照会を準備したまさにそのタイミングで、警視庁の担当者から規則が改正されたことを伝えられた。

3 公安委員会規則の改正

東京都公安委員会は、2022年5月13日、東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布した。これは、改正道路交通法が同日施行されたことに伴うもので、高齢運転者対策として運転技能検査やサポートカー限定免許などが導入され、これに必要な申請様式などを定めたものである。新たに様式を定めた申請書には性別を記載する欄はない。同時に、本件で問題となった運転免許証更新・講習受講申請書を含む全ての申請書の様式から、性別の記載欄が削除された。

4 人権救済申立制度の存在意義を再確認

東京都公安委員会には、当会が本件申立事件の調査を進めていることが伝わっていたと思われる。当会から勧告等が行われる前に運用も規則も改めたことは評価できるが、当会が照会によって指摘をしなければ漫然と運用を続けていた可能性が高い。SNS上では「またあの嫌な更新手続きの時期が来た」とつぶやくトランスジェンダーの方の投稿がすぐに見つかる。大きな声をあげられない人権侵害があることを銘記し、人権救済申立制度を広めていきたい。